

平成 27 年（行コ）第 4 号 公金支出差止等請求、同参加控訴事件

控 訴 人 奥州光吉外 209 名

被控訴人 秋 田 県 知 事

仙台高等裁判所 秋田支部 御中

2016 年 2 月 5 日

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 沼 田 敏 明

弁 護 士 市 川 守 弘

弁 護 士 西 島 和

弁 護 士 虻 川 高 範

弁 護 士 京 野 垂 日

弁 護 士 三 浦 広 久

弁 護 士 西 野 大 輔

控訴審準備書面（5）

目 次

第 1、被控訴人第 1 準備書面第 1（治水に関する控訴人らの新たな主張に対する反論）について	……………	2 頁
第 2、控訴審答弁書（安全性）について	……………	5 頁
第 3、被控訴人の控訴審第 1 準備書面（第 2、安全性）について	………	7 頁
第 4、被控訴人の控訴審第 2 準備書面について	……………	16 頁

第 1、被控訴人第 1 準備書面第 1（治水に関する控訴人らの新たな主張に対する反論）について

1 被控訴人の「反論」の不誠実さ

被控訴人第 1 準備書面第 1 は、「治水に関する控訴人らの新たな主張に対する反論」と題されているが、多くは、①従前の主張の繰り返し、②控訴人らの主張を曲解して「反論」するもの、③控訴人らが争わない事実を「反論」として述べるもの、のいずれかである。

例えば、控訴人らは大東水害訴訟最高裁判決について、未改修河川について「のみ」責任追及できないとしたとか、財政的制約「のみ」を理由に河川管理者に瑕疵がないとした判決であるとか主張していないのに、「未改修河川についてのみ責任追及できないとしているものではない。」（被控訴人第 1 準備書面 1 3 頁 2 6 行目）とか「財政的制約のみを理由に河川管理者に瑕疵がないものとした判決ではなく」（被控訴人第 1 準備書面 1 4 頁 2 行目）などと述べるのは前記②の例である。

また、例えば、被控訴人第 1 準備書面 1 4 頁 7 行目以下で「雄物川水系河川整備計画では、水系全体の流域特性や過去の降雨特性を考慮し、水系内の河川の上下流、本支川で一貫したバランスが保持され、それぞれにおいて十分な整合性を保つよう計画し、河道整備と併せて既設ダムと成瀬ダムによる上流ダム群で洪水調節を行う計画」であることを述べて「国に裁量権の逸脱はない」とするのは前記③の例である。控訴人らは、本件整備計画で上下流、本支川のバランスの保持等が考慮されていることや成瀬ダムが計画の内容とされていること等は争っておらず、むしろこれを前提として、本来整備計画において「重み」をもって考慮されるべきことが適切に考慮されていないことから国の裁量逸脱があると主張しているのだから、被控訴人の「反論」は反論になってい

ない。

なお、被控訴人は、控訴答弁書では、甲 1 1 0 や甲 9 9 など国作成の文書から明らかな事実(控訴理由書 2 2 頁 2 3～2 6 行目、同書 2 3 頁 1～3 行目等)についても「否認」としており、ここでも被控訴人の不誠実さがみてとれる。

2 被控訴人の「認否」「反論」の欠落(本件整備計画について)

(1) 控訴人らの控訴審における新たな主張のひとつは、本件整備計画策定に当たり、成瀬ダムを内容とする「ダムあり案」は、「ダムなし案」と比較して雄物川流域の治水安全度を低下させるので、その判断過程に瑕疵がある、ということである(控訴理由書第 3、4 (4))。

ところが、被控訴人は、この控訴人らの主張の前提である控訴理由書第 3、4 (3) (本件整備計画の目標と現況河道)を含め、控訴人らの新たな主張について、適切に「認否」せず、反論しようとしなない。

(2) まず、「控訴理由書第 3、4 (3)」についての被控訴人の認否は「不知」である(控訴答弁書 1 2 頁 4 行目)。

しかし、この部分で控訴人が主張しているのは、本件整備計画の整備目標や、その前提となる現況河道の流下能力、既設ダムの洪水調節量といった、本来は整備計画に書き込まれているべききわめて基本的な事項についての事実である。

被控訴人は、本件整備計画について瑕疵がないと主張するのだから、本件整備計画の基本的な内容である整備目標の数値、現況河道の流下能力、既設ダムの洪水調節量に関する控訴人らの主張について認否を明らかにすべきである。

(3) また、「控訴理由書第 3、4 (4) ウ」記載の事実について、被控訴人の答弁は「否認」であるが、ここに記載されている事実は証拠(甲 1 1 0、甲 9 0)から明らかであり、被控訴人の

答弁が不適切（誤り）であることは明らかである。

（４）なお、「控訴理由書第３，４（３）」の前後の部分については、被控訴人は国に対し照会を行っているのであるが、この部分については照会事項から除外している。すなわち、乙１４８の別紙をみると、「６ 第３の４の（２）のウ」「７ 第３の４の（４）のウ」とされていて、「第３の４の（３）」が除外されている。「第３の４の（４）のエ」も同様に除外されている。

そして、この「除外」は、おそらく、国との協議の上されたものと思われる。なぜなら、下記事実経過のとおり、乙１４８は控訴理由書提出の約４か月後、国からの回答（乙１４９）の約１０日前に作成されているからである。このことから、被控訴人は国との協議の上「第３の４の（３）」を除外したものと考えられる。

仮にそうだとすれば、国も被控訴人も、控訴理由書第３の４の（３）には反論できないということであり、このことはこの点についての控訴人らの主張の正しさの裏付けとなる。

（乙１４８が作成される前後の事実経過）

平成２７年	６月３０日	控訴理由書
	８月２４日	控訴答弁書
	９月 ７日	控訴審第１回期日
	１０月２６日	乙１４８の作成日
	１１月 ６日	乙１４９の作成日
	１１月１１日	控訴審第１準備書面
	１１月１８日	控訴審第２回期日

（５）以上のとおり、本件整備計画に成瀬ダムを位置付ける判断は流域の治水安全度を低下させる以上瑕疵があるとの控訴人らの新たな主張に対し、今後も被控訴人が必要な反論をしないのであれば、それは「成瀬ダムが・・・雄物川水系全体の治水対策

のうちの一部分として位置付けられている」(原判決46頁)ことを根拠に成瀬ダムの治水効果を認めた原判決が取り消されるべき理由となる。

第2、控訴審答弁書(安全性)について

被控訴人の答弁書第2の52~104(安全性)について次の通り主張する。(以下答弁書の番号で項目を示す)

53、納付通知の適法性審査

被控訴人は成瀬ダム基本計画の適法性又は妥当性について審査する立場にもないと主張する。被控訴人は、成瀬ダム建設負担金等として総額327億円余の公金を支出するのであり、判例によって、少なくとも計画が「著しく合理性を欠き……予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」がないか審査する義務がある。

71、秋田県地震被害想定調査報告書の重要性

被控訴人は、秋田県地震被害想定調査報告書は「成瀬ダム耐震性能照査を目的として作成されたものではない」と主張する。しかし東北地方整備局湯沢河川国道事務所長の平野証人は上記報告書が安全性審査と耐震設計上の重要な資料であることを認め、「検討します」(同人調書23,24,27頁)と証言している。被控訴人は、東北地方整備局に上記報告書の情報提供と説明を行うのはもとより、成瀬ダムの安全性、合理性について少なくとも「看過し得ない瑕疵」がないか審査する義務がある。(被控訴人は94、98、100項において同様の主張を繰り返している)

78、地すべり説の不合理的

(1) 地すべり地は、地すべり塊の応力状態を反映して、地すべり末端部では押し出される力が加わり、隆起や圧縮亀裂が生ずる。(甲96の28~41頁)原審平野証人は「その応力が下の地層に伝わる場合もある」

(同人調書 8 頁) と証言するが失当である。乙 97 の 5 の下部図面の Ms 層に褶曲が発生しているが、地すべり塊の東側に発生し、褶曲の形状も強い。したがって、これらの褶曲が地すべりではなく断層活動によるものであることを示している。(原審原告準備書面 (14) 5 頁)

(2) 控訴人が乙 46 の「緩やかな湾曲 (曲線)」を援用して反論したのは、原判決が「本件線状模様自体が僅かに湾曲している」(53 頁) ことを地すべり説の理由としたので、乙 46 の 35 個の断層には「緩やかな湾曲 (曲線)」を示すものが多数あることを指摘した。判旨が仮に被控訴人主張の「すべり面」の形状を述べたものとするれば、その趣旨は不明である。

ところで乙 97 の 5,6 両図のすべり面を比較すると、乙 97 の 6 が緩やかで (特に末端部)、湾曲の仕方が著しく異なる。この事実は、BY-1,2,3 のデータによりすべり面を「推定」することの困難を立証している。甲 123 (藤田崇著「地すべり—山地災害の地質学」) は「一般に、すべり面を試錐で確認することは困難である」とし、「亀の瀬地すべりのような岩盤地すべりでは、地すべり変動体の構成岩石と不動体である基岩の岩質が類似していることが多く、やはり試錐ですべり面は確認し難い。このため、トンネル、ピットなどによって肉眼で観察してはじめてすべり面が確認できる。」(4 頁) と述べている。以上によれば、乙 97 の 5,6 の図面の相違も「一般に、すべり面を試錐で確認することは困難である」ことに原因があると推測される。なお、褶曲は地すべり塊にも生ずるが、むしろ断層活動によって生ずることが一般的である。(東北地方整備局作成の甲 60 の 4-3 頁は「ダムサイトより下流域では南北方向に軸を持つ数条の背斜・向斜構造を形成し、成瀬川断層 (推定断層) が連続するため複雑な地質構造を形成している」と分析している)

80、横手盆地、真昼山地連動地震の震源域

乙 92 の 3 頁の図面における横手盆地、真昼山地両東縁断層帯連動地震の震源城南端を甲 68 の 20 万分の 1 地形図に当てはめれば、ダムサイトから至近距離で 2km 程となる。もとより正確な距離ではないが、M8.1 クラスの巨大地震であり、地震動は震源域内と大差なく、またダムサイト左岸直下の断層による地震と連動する危険性も否定できない。また被控訴人の震源域図面が不自然な変更を繰り返したことは紛れもない事実である。(原審原告準備書面 (11) 6,7 頁、同 (17) 30,31 頁)

91、不整合の凹凸とメートルオーダー

不整合とは「ある地層が堆積後隆起して、陸上で風化、削剥作用を受け、その浸食面に新規の地層が堆積したとき」(甲 53 の 4-8 頁、東北地方整備局・成瀬ダム計画技術レポート) が代表例である。「陸上で風化、削剥作用を受け」てできる「浸食面」は千年単位という長年の間に凹凸が形成される。それは数ミリから 1cm 前後 (乙 121 の 2 の 8,9 頁は 1~2cm 位である!) のものではなくメートルオーダーであることがほとんどである。だから乙 121 の 2 の 8,9 頁は断層活動による破碎帯であることを示している。

103、設計震度

被控訴人は、設計震度 0.15 について「十分と考えている。」驚きというほかない。国が前記連動地震を考慮したレベル 2 地震動 (基準地震動) による安全性チェックと耐震設計を本体工事着工までに (着工までという考え方は間違っているが) 行うと証言しているのに何故今から「十分」と判断するのか。理解しがたい。

第 3、被控訴人の控訴審第 1 準備書面 (第 2、安全性) について

以下、見出しの () 内の数字は被控訴人第 1 準備書面の頁と項目番号を示す。

1、はじめに — 不整合の立証責任は被控訴人にある

原判決は、控訴人の断層主張を「一般的可能性を示すにとどまるもの」とし、「一見して看取できるような……違法ないし瑕疵」はないと判示した。しかし、東北地方整備局は、ボーリング調査当時ダムサイト左岸の断層破碎帯の存在を認めていた。(平野証人調書 32 頁外)

したがって、「断層破碎帯」の見解を変更した「不整合」の存在について、当初の肉眼観察を覆す十分な根拠、証拠があるかが問われなければならない。住民側に一見して看取できる瑕疵を立証せよというのは余りに不公正である。しかし、以下に述べるように、被控訴人の主張、立証は、そのほとんどが、他の地域の資料を援用した「一般的可能性」を示すにとどまっているのである。

2、「西小沢層と虎毛山層の境界は左岸側に低角度で傾斜」について (22 頁、2)

(1) 被控訴人は、西小沢層と虎毛山層の境界は、左岸側に低角度で傾斜しており、秋田県総合地質図幅 稲庭の地質断面図で示されている低角度の構造（不整合）と同様である、と繰り返す。しかし、東北地方整備局は、平成 13 年 2 月発行の甲 53 の 4-7 頁「ダム軸地質断面図」において、標高 450~600m の断層面について 37 度程の高角度で表示している。しかるに、乙 121 の 2 の 13 頁の B 側線断面図 (BL-14,36,41,25,42) によれば、標高が 530~595m とされ、BL-14 は「境界面の性状を判断できない」と変更され、BL-36,41,25,42 については、ボーリング調査当時は BL-36 (不明) を除き断層破碎帯と判断されたが、BL-36,41,25 を不整合と変更したもので、BL-14 を除くと 20 度前後の角度となっている。この点については控訴理由書 60~62 頁に詳細に批判したとおり、前判断を変更する合理的理由を欠き認め難い。また、20~30 度の低角度断層も多数存在するので、低角度であることは根拠として不十分である。

(2) 上記(1)に関連して、被控訴人は、秋田県総合地質図幅 稲庭の地質断面図(乙121の2の3頁のO断面)を挙げるが、乙47の地質図からスケールで測るとO断面のWG-10はダムサイトから300m以上離れており、ダムサイトから下流における成瀬川左岸の断層破碎帯を否定する根拠とはならない。被控訴人は45頁で、300m以内と主張するが同様である。なお、被控訴人は44頁で「O断面は……B軸の左岸側と交差する断面」と反論するが、稲庭図幅のどの地質断面図を利用したか、どのように交差するのか断面図と平面図で明らかにされたい。

くわえて、上記秋田県総合地質図幅 稲庭32頁も「成瀬川上流赤川では本部層(赤川角礫岩部層で虎毛山層に属す。乙47の西側地域欄参照)が西小沢層の黒色泥岩直上に累重しており不整合関係にある。」と記しており、成瀬川のダム軸とその下流の地質を述べたものではない。また、基本的に、他の場所の文献記載を一般化して個別ピンポイント多数の地質データを否定するのは方法論として間違っている。

3、「コア観察結果」について(22頁、2)

被控訴人は、「コア観察結果では境界部上位の虎毛山層に西小沢層由来の泥岩礫や凝灰岩礫を含んでいる」として、不整合説を補強しようとする。しかし、主張の下位層由来の基底礫及び境界面の凹凸は、報告書の写真を見る限り、前項91にも述べたように不整合の証拠とするには不十分で、むしろ破碎帯の証拠とみるべきである。断層は、それに沿ってある幅で破碎帯もしくは剪断帯をともなうことが多い。(乙121の2の5,6,8~10頁の写真) 破碎帯に形成される断層岩類は、破碎粒子の粒度と固結度によって断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト類に分類される。断層ガウジと断層角礫は一般には未固結で、前者は粘土状の細粒物質が主体となり、後者は粗粒の破碎岩片が主体で細粒物質が少ない。(以上、甲95の93頁) 本部層の礫は断層角礫、凹凸は破碎面

とみなすべき事象である。(乙 121 の 2 の 8,9 頁の凹凸は 1~2cm 位であり不整合のものではない) 実際、東北地方整備局も、ボーリング調査時の資料観察では「断層破碎帯」と判定しており、その理由としてガウジ・剪断構造・粘土化・鏡肌・割れ目などという破碎帯を証拠づける事象を具体的に列記している。その観察結果は写真で見ても納得できるものであり、当初の結論を変更した合理的な根拠が説明されていない。

4、「境界の性質の殆どが不整合である」について (22 頁、2)

広域的にみて西小沢層と虎毛山層が不整合関係にあるというのはその通りであるが、かかる一般的理由をもって、ダムサイト左岸の個別のボーリング調査結果等を見ても無視して断層破碎帯を否定することはできない。

5、「境界面の等高線が低角度で傾斜」について (22 頁,2)

被控訴人の本主張は、乙 121 の 2 の 12 頁を見ても、凹凸のある等高線の推定の根拠は不明であり、また、何を基準として「低角度」と評価しているかも不明である。

6、推定断層、活断層詳細デジタルマップの意義 (24 頁、3)

被控訴人は、成瀬川断層 (推定断層) について「活断層とはされていない」と主張する。推定断層は、活断層の存在が推定されるが、現時点では資料が少なく、詳しく調査しない限り明確に存在や場所が特定できないものとされており、活断層が否定されたのではない。(下線は引用者)

活断層詳細デジタルマップは、繰返すが、「确实度の低い活断層の再評価を行い、起震断層としての重要な活断層との識別を行う」(乙 145 の 2) 作業の結果であり、3 分の 1 の活断層が一斉に存在を否定され、成瀬川上流断層群も否定されたということではない。被控訴人の強調する「そうでないもの」は「起震断層としての重要な活断層」とされ

なかったという意味である。2000年鳥取県西部地震や2008年城内陸地震など、これまで国の評価対象外だった活断層でM7級地震が相次いで起きた事実を受け、隠れた活断層の掘り起こしが課題となっている昨今、被控訴人の主張は我田引水の主張と評さざるを得ない。

7、Y-N2線状模様について（25頁、4）

甲97の3,4を検討するに、F2断層直上の火山礫凝灰岩（黄緑部分）が変位（圧縮）している事実は平野証人も認めた。その上部の中礫層（一部大礫含む）も大礫を含む西側が、下部の火山礫凝灰岩（黄緑部分）と同様細くなって、大礫の東端から凝灰質基質の中礫層の東端及び西側などに向かって枝分かれ、変形し、その後地表の堆積物に覆われるなどして、変位が途切れたか不明となったように見ることが可能である。こうした現象は甲95（構造地質学）の108頁「活断層の地表近くでの形態」で「基盤岩を覆う軟弱な第四紀層中では、断層は上方に向かって扇状に枝分かれして行く場合が多く、周囲の地層は複雑に変形する」との指摘と符合し、F-2断層の延長と判断すべきである。（下線は引用者）しかし、表土剥ぎ結果の総合所見は「基盤岩中の断層（F-2）の延長上にある段丘堆積物の基底に段差が認められた」と述べるのみで（甲70の10-13頁）、上記下線の枝分かれなどの可能性を詳細に調査した形跡はうかがえず、断層を否定するのは不合理である。

8、トレンチスケッチと「地すべりすべり面」の不一致（27頁、6）

被控訴人は、トレンチスケッチと乙97の6の「すべり面」は、不連続面の傾斜が80度で一致していると反論する。この反論は、控訴理由書46頁のイ、②をきちんと理解していない。「すべり面」が80度の高角であるのは乙97の6のすべり面末端部のみである。（なお乙97の5と6は上部の角度が一致しないことは第3の78参照）控訴人が指摘したのは乙97の6に「すべり面」と記載された部分の5度にも満た

ない緩やかな傾斜と 80 度の末端部との形状不一致、形状不自然を主張している。被控訴人は、亀の瀬地すべりを挙げるが、地質構造の差異をさておくとして、同地すべり末端部の角度は 40～50 度位と思われる。80 度位といわれるのであれば、被控訴人において資料を提出されたい。

なお、被控訴人は、「トレンチでのものと等価のすべり面を示唆するような記載は皆無」との控訴人主張について反論されるが、BY-2 のコア写真、柱状図のどこが「トレンチでのものと等価のすべり面」を示唆しているのか明らかにされたい。

9、「地すべりによる破砕」論について（28 頁、7）

被控訴人は BY-2 のコア写真、柱状図（乙 97 の 7,8）では地すべり土塊は基盤岩側より破砕状になっていると主張する。甲 97 の 6 には深度も縮尺も記載されていないが、基盤岩側は全体の 23%位である。深さ 27m の 23% は 6.21 であるから、約 20,8m 付近が図面上の「すべり面」となる。大雑把に言えば、乙 97 の 8 の 2 枚目の 21m の手前までが地すべり土塊、21m 以降が基盤岩となる。しかして前者には、「破砕著しく」の記載が 2 回、2 枚目の 23.60m 以降には「破砕著しい」「破砕顕著」などが 6 回も記載されている。甲 70 の 10-13 頁の総合所見も「基盤岩は全体に破砕された区間が多い」と述べている。したがって、被控訴人の主張は明らかに失当である。

10、トレンチと表土剥ぎで確認された変位量（29 頁、8）

被控訴人は標記の変位量が一致しないことを強調する。しかし、本項 7 で述べたように、F-2 断層が延びており、乙 97 の 3 のスケッチに照らせば、変位量は約 2m で段丘堆積物上端に及んでいる。仮にそうでないとしても、F-2 断層の変位後数千年の間に段丘堆積物が堆積した可能性を否定する資料もない。なお、被控訴人は、トレンチ箇所

はダムサイトの下流約 7km であることを云々するが (33 頁)、Y-N2 線状模様について活断層を疑い二次調査をしたのである。しかるに活断層があるという合理的な疑いがあり、ダムサイト近傍で、弾性波探査、トレンチ調査等の追加調査を行う必要がある。

11、Y-N2 線状模様の湾曲と褶曲構造 (29,30 頁、8)

標記については前 3 項 78 (1) (2) に述べた。

12、横手盆地、真昼山地連動地震の南端 (30,31 頁、9)

この件は第 3 の 80 に述べた。被控訴人は、上記連動地震の想定震源域の南端がダムサイト (ダム敷) からどれくらい離れているのか、また本件トレンチ、表土剥ぎの行われた場所が、連動地震の震源域に含まれないという根拠をそれぞれ明らかにされたい。被控訴人は国の地震調査研究推進本部のパラメータ採用を強調するが、同本部は横手盆地東縁断層帯南部について「第四紀の活動性に関する資料が十分に得られていないことから、……資料を収集し、位置を明確にした上、活動性について検討する必要」(甲 52 の 15 頁、下線引用者) を述べている。したがってダムサイト左岸の本件ボーリングデータ等は重要な資料であり、11 年前の甲 52 やパラメータに拘泥すべきでない。

13、活断層詳細デジタルマップ、推定断層について (31,32 頁、10)

本項 6 に述べた。なお、被控訴人が、文献調査や空中写真判読等の一次調査結果を、本件トレンチ、表土剥ぎ、ボーリングによる調査結果を否定する理由の一つとしているのは本末転倒である。

14、業務解析中間報告書 (乙 121 の 2) の不自然 (35 頁、13)

被控訴人の反論は正確でない。控訴人は 2014 年 1 月 29 日付秋田地裁宛上申書により、ダム軸地質断面図 (甲 43 の 4-7 頁) の作成にあたって行われた「ボーリング調査及び試掘横坑調査等の業務 (解析) 報告書 (ボーリング位置断面図、コア写真、ボーリング柱状図、詳細写

真、スケッチ図等を含む)」(下線引用者)の提出を被控訴人に求めた。同年2月14日、乙112の2～12の5本のボーリング調査資料が提出された。しかし、これらに関する業務解析中間報告書(乙121の2、以下本項で中間報告書という)が提出されたのは平野証人の尋問(2014年2月21日)後の同年5月9日である。中間報告書は2013年12月18日付である。日付からは上申書当時すでに「存在」したが、どういうわけか提出されなかったことになる。さらに不可解なのは、平野証人が、報告書について「今、作成中です」(同人調書39頁)と証言し、「ある」(同人調書40頁)と証言し、齟齬していることである。東北地方整備局の証人が証言の重要事項に係る中間報告書について作成中か、完成しているかもはっきりしないのは明らかに不自然である。裁判における証言に向けて急遽作成されたのではないかとの疑念が生ずる。

コアも新鮮なボーリング調査当時、調査を担当した五社によって断層破碎帯の観察結果が報告された。中間報告書が、不可解な上記経過でこれを否定し、「不整合の判断」をするに至った根拠こそが問題である。追加調査を一つもおこなわず、証人尋問が近づいて改めて見直してみたら「不整合」でしたというのは余りにも不自然である。

被控訴人は、「掘削技術の精度が低い」、「掘削する際に岩盤自体を乱しているものと考えられ」とか、「コア採取率が低く境界面の状況が不明」などと曖昧な理由を述べるが具体性に欠ける。(下線引用者)試錐期間は平成1～21年にわたっており「掘削技術の精度が低い」というのは解せない。ボーリング調査の五社は、ガウジ・剪断構造・粘土化・鏡肌・割れ目などの詳細な観察事実に基づいて記載しており、これがほとんど誤まりというのは不自然である。控訴人は「岩盤性状の評価には用いていない」というが、当時、調査担当社が断層破碎帯と観察、判断したことは平野証人も認めている。(証人調書4頁外)

15、地質図幅稲庭、同地質断面図について（36～38 頁、14）

標記については本項 2（2）に述べた通りで、例えば「300m以内」について被控訴人はかみ合った反論をしていない。なお、乙 47 の稲庭図幅について、第四紀が第三紀の上に被覆云々と反論されるが、控訴人は、O 断面とダム軸との位置関係を明らかにするため乙 47 と乙 121 の 2（3 頁）の O 断面図を利用している。

16、7 本のボーリングデータの未提出について（38,39 頁、15）

控訴人は、ボーリングデータの提出を求める理由について、ダム軸地質断面図の「成瀬川左岸の断層（平野氏のいう不整合面）について、断層か地層境界であるかを検討する」ためと上申書に明記している。

17、ボーリング調査データの検討について（39～44 頁、16～19）

控訴理由書 53～63 頁の（3）～（7）に詳細に記載したとおりであり、本書面でも補足してきた。12 本のボーリング調査は平成 1～21 年の 20 年の長期間にわたって実施され、当時の判断は、断層破碎帯の存在であった。当初開示された 5 本のボーリングデータは異なる 5 社によって実施された。これらは、ガウジ・剪断構造・粘土化・鏡肌・割れ目などという詳細な肉眼観察に基づくものである。したがって、被控訴人側が平成 25 年末になってこれを否定するには、断層が存在しないことの具体的証拠を追加提出すべきである。広域的にみて西小沢層と虎毛山層が不整合関係にあるという一般論を不整合の直接的証拠とすることは間違いである。礫は下位層由来の礫（基底礫）であるとか境界面が凸凹であるなどは、前述のように写真を見る限り不整合の証拠とするには不十分で、むしろ破碎帯の証拠とみるべきである。礫は断層角礫、凸凹は破碎面とみなすべき事象である。

18、O 断面、「境界面」の角度について（44,45 頁、20）

O 断面、「境界面」の角度については、本項 2 で検討した。

第 4、被控訴人の控訴審第 2 準備書面について

被控訴人は、前記のように納付通知の適法性に関して、成瀬ダム基本計画の適法性又は妥当性について審査する立場にもないと主張する。判例に照らしたその間違いは前述した。

しかし、国の納付通があれば、当然に支払義務が発生するののかについて、さらに検討する必要がある。本件のように、横手盆地、真昼山地連動地震を想定したレベル 2 地震動に基づく安全性と耐震設計、そして費用便益比の照会も検討も全て看過されて、それが「審査する義務」も「審査する立場」もないという理由で適法化できるであろうか。こうしたやり方が憲法 92 条の保障する「地方自治の本旨に基づいて」いるといえるであろうか。

被控訴人からは新たな準備御書面も提出されたので、これらの論点について、地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項のほか、地自法 138 条の 2 の事務の誠実な管理執行義務の問題なども含めて、主張を検討したい。